

○長崎県総務部関係補助金等交付要綱

平成19年 3月16日

長崎県告示第291号

改正 平成19年 4月 6日 告示第468号
平成20年 4月 1日 告示第396号
平成20年 6月 6日 告示第566号
平成20年 7月15日 告示第666号
平成20年11月28日 告示第1021号
平成21年 4月10日 告示第487号
平成21年 8月14日 告示第749号
平成22年 4月20日 告示第419号
平成22年 7月23日 告示第672号
平成22年 8月31日 告示第772号
平成23年 1月11日 告示第13号
平成23年 2月 4日 告示第100号
平成23年 5月10日 告示第501号
平成23年12月 6日 告示第1011号
平成24年 5月 1日 告示第498号
平成24年 5月25日 告示第541号
平成24年12月 4日 告示第999号
平成25年 3月29日 告示第424号の2
平成26年 4月18日 告示第490号
平成26年 9月19日 告示第876号
平成27年 5月 8日 告示第531号
平成27年 6月19日 告示第664号
平成27年 7月28日 告示第756号
平成28年 5月13日 告示第396号
平成28年 9月16日 告示第663号
平成29年 4月 4日 告示第320号
平成30年 3月30日 告示第286号

平成31年 2月22日 告示第132号
平成31年 3月29日 告示第273号
令和 2年 3月24日 告示第227号
令和 2年10月23日 告示第677号
令和 2年12月 8日 告示第760号
令和 3年 2月26日 告示第144号
令和 3年 3月12日 告示第190号
令和 3年 8月24日 告示第591号
令和 3年 9月10日 告示第630号

注 令和 2年10月から条文沿革を注記した。

長崎県総務部関係補助金等交付要綱を次のように定める。

長崎県総務部関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 総務部の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第 2 条 規則第 3 条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第 3 条 規則第 4 条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第 4 条 規則第 8 条第 1 項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(状況報告等)

第5条 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとするときは、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第6条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとするものは、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要とする書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日（同項後段の場合には、翌年度の4月30日）とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとするものは、これを省略することができる。

(1) 請求内訳書

(2) 出来高調書

(3) 事業の実施における契約書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払又は前金払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払又は前金払に必要な書類は、概算払又は前金払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

(財産の処分の制限等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難いときは、別に定めるところによる。

3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

(長崎県私立学校教育振興費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 長崎県私立学校教育振興費補助金交付要綱（昭和45年長崎県告示第765号）
 - (2) 長崎県私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱（平成8年長崎県告示第439—6号）
 - (3) 長崎県私立高等学校生徒通学費補助金交付要綱（平成8年長崎県告示第439—7号）
 - (4) 長崎県大学設置事業費補助金交付要綱（平成10年長崎県告示第1119号）
 - (5) 長崎県納税貯蓄組合補助金交付要綱（平成13年長崎県告示第352号）
 - (6) 長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金交付要綱（平成13年長崎県告示第939号）
 - (7) 長崎県私費外国人留学生授業料軽減補助金交付要綱（平成15年長崎県告示第280号）
- （経過措置）

3 新要綱に規定する補助金等であって、平成17年度以前の予算に係る分については、当該補助金等に係る定め（以下「旧要綱」という。）は、なおその効力を有する。

4 新要綱の告示日前における平成18年度の予算に係る補助金等についてなされた旧要綱に基づく処分、申請その他の行為は、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文（平成19年告示第468号）抄

平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第396号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第566号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第666号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成20年告示第1021号）抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第487号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成21年告示第749号）抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年告示第419号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年7月23日告示第672号）抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（平成22年8月31日告示第772号）抄
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成23年1月11日告示第13号）抄
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成23年2月4日告示第100号）抄
平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成23年5月10日告示第501号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成23年12月6日告示第1011号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成24年5月1日告示第498号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成24年5月25日告示第541号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成24年12月4日告示第999号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成25年3月29日告示第424号の2）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成26年4月18日告示第490号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成26年9月19日告示第876号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成27年5月8日告示第531号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成27年6月19日告示第664号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成27年7月28日告示第756号）抄
平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文（平成28年5月13日告示第396号）抄
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成28年 9 月16日告示第663号）抄
平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成29年 4 月 4 日告示第320号）抄
平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成30年 3 月30日告示第286号）抄
平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成31年 2 月22日告示第132号）抄
平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成31年 3 月29日告示第273号）抄
平成31年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和 2 年 3 月24日告示第227号）抄
令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和 2 年10月23日告示第677号）抄
令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和 2 年12月 8 日告示第760号）抄
令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和 3 年 2 月26日告示第144号）抄
令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和 3 年 3 月12日告示第190号）抄
令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和 3 年 8 月24日告示第591号）抄
令和 3 年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和 3 年 9 月10日告示第630号）抄
令和 3 年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表（第 2 条関係）

（令 2 告示677・令 2 告示760・令 3 告示144・令 3 告示190・令 3 告示591・令 3 告示630・
一部改正）

学事振興課関係

| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
|--|--------|-------|--------------|--------|-------|
|--|--------|-------|--------------|--------|-------|

| | | | | | |
|---|-------------------|--|---|-------------------------------------|----------------------------|
| | | | 等 | | |
| 3 | 長崎県私立高等学校授業料軽減補助金 | 私立の高等学校に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の経済的負担の軽減を図る。 | 補助対象者が、別に定める保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額 | 10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。 | 高等学校を設置する学校法人 |
| 5 | 長崎県私立高等学校生徒通学費補助金 | 私立の高等学校（広域通信制課程を除く。）に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経済的負担の軽減を図る。 | 補助対象者が、保護者の負担する生徒の通学費に対して助成を行う場合における当該助成額。ただし次に掲げる条件による。 (1) 通学費は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路により通学する場合に要する列車、路面電車、バス又は船舶の運賃とする。 (2) 通学距離は9キロメートル以上の場合に限る。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 船舶を利用する場合 イ 2種類以上の交通機関を利用する場合 ウ 2以上の路線を利用 | 10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。 | 高等学校（広域通信制課程を除く。）を設置する学校法人 |

| | | | する場合 | | |
|----|-----------------|--|---------------------|-----------------|--|
| 17 | 長崎県私立高等学校等就学支援金 | 私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。 | 補助対象者である生徒が負担すべき授業料 | 別に定める基準により算定する額 | 本県の高等学校等に在学している者。ただし、修業年限が3年以上の高等学校等を一度卒業した者を除く。 |